

福祉医療費の有効期間は6月中 必ず更新手続きをしてください

市では、次の支給要件に該当する方に、医療費の一部助成を行っています。現在お使いの「福祉医療費受給者証」は6月30日までの有効期間が切れます。別表1の限度額を超えない該当者は、更新手続きをお済ませください。

■支給要件
 △身体障害者(65歳未満の方)
 △身体障害者手帳の1級から3級までの方
 △母子家庭児童とその母親
 △母子家庭の18歳未満の児童(ただし、高校生は卒業まで)
 △国民健康保険に加入して

＜別表I＞福祉医療費所得限度額

扶養人数	重度心身障害児者分		母子家庭分
	受給者本人の所得	配偶者・扶養義務者の所得	対象児童の養育者本人の所得
0人	1,086,000円	5,733,000円	5,733,000円
1人	1,436,000円	5,982,000円	5,982,000円
2人	1,726,000円	6,195,000円	6,195,000円
3人	2,016,000円	6,408,000円	6,408,000円
4人	2,306,000円	6,621,000円	6,621,000円
5人	2,596,000円	6,834,000円	6,834,000円

＜別表II＞老人医療費所得限度額

扶養親族数	受給者本人の所得	受給者が扶養されている場合、その配偶者または扶養義務者の所得
0人	1,086,000円	5,733,000円
1人	1,436,000円	5,982,000円
2人	1,726,000円	6,195,000円
3人	2,016,000円	6,408,000円
4人	2,306,000円	6,621,000円
5人	2,596,000円	6,834,000円

おり、現に18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親
 △65歳から69歳までの方
 (1)重度の障害者
 (2)ねたきりの者
 (3)単身者
 (4)老人世帯に属する者
 (5)所得税が課されていない世帯に属する者
 ※新たに支給要件に該当される方も、至急に申請してください。手続きは更新手続きと同じです。

■更新日時
 6月27日(土)・29日(月) 30日(火) 午前10時～午後4時

■更新場所
 市役所7番窓口 社会福祉課

市役所7番窓口 社会福祉課
 ■持参する物
 (1)健康保険証
 (2)印鑑
 (3)所得証明書(昭和55年12月31日以前から向日市に住んでいる方は不要。ただし、56年1月1日以降に転入してこられた方は前住所の市町村の証明が必要)
 (4)身体障害者手帳(重度心身障害児者分のみ)
 なお、外国籍の方は外国人登録手帳が必要
 (5)福祉医療費受給者証

老人医療費受給者証

6月中で有効期間が切れます

現在お使いの「老人医療費受給者証」は、6月30日までの有効期間が切れます。該当者には新しい受給者証を郵送しますので、7月1日からは新しい受給者証で診療を受けてください。

なお、受診中の方も必ず新しい受給者証を健康保険証といっしょに医院等の窓口へ提出ください。

古い受給者証は郵便でも結構です。必ずお返しください。

また、満70歳以上の受給者証をお持ちでない方で別表IIの所得限度額を超えていない方は、健康保険証と

さる五月二十七日に開かれた全国市議会議長会定期総会において、市議員十名が表彰されました。向日市からは、大伴富子氏・上林孝一氏・大橋清氏・建口清氏・西山昌

現在お使いの「老人医療費受給者証」は、6月30日までの有効期間が切れます。該当者には新しい受給者証を郵送しますので、7月1日からは新しい受給者証で診療を受け



市議員十名勤続表彰

アルバイト保母 登録を受付

▽資格 1日アルバイトのみ保母資格取得者
 ▽登録方法 市販の履歴書に必要事項を記入のうえ写真を貼付して、社会福祉課まで
 ▽お問い合わせ 内線267
 社会福祉課

▽勤務時間
 (ア)1日アルバイト
 午前8時30分～午後4時
 午前9時～午後4時30分
 午前9時30分～午後5時の3通り
 (イ)早朝・夕方パート
 早朝 午前7時～9時
 夕方 午後4時～6時
 ▽賃金 1日 3900円
 1時間 530円

消費生活モニター
 市民安全課では、昭和56年度の消費生活モニターに欠員ができましたので募集します。

仕事の内容は、消費生活に関する意見、要望などを寄せていただいたり、関心のあるテーマについて学習し、その結果を発表したり、物価調査などを行ったります。

▽応募資格 市内在住の20歳以上の女性で消費者問題に関心のある方
 ▽任期 2年間
 ▽募集人員 2名
 ▽応募方法 6月30日までに市民安全課までお申込みください。電話でも結構です。 内線234

道路測定にご協力を

道路行政に欠かせない仕事です。市では、市全域の道路台帳の作製のため、道路測量を行っています。作業員には身分証明書を携帯していただきますが、ご不審な場合は市土木課までお問い合わせください。 内線 263

道路測定に欠かせない仕事です。市では、市全域の道路台帳の作製のため、道路測量を行っています。作業員には身分証明書を携帯していただきますが、ご不審な場合は市土木課までお問い合わせください。 内線 263

鶏冠井公民館 上植野公民館 教室の会員募集

鶏冠井・上植野公民館では、各種教室の参加者を募集します。募集要領は次のとおりです。

▽募集教室 別掲のとおり
 ▽申込み方法 申込み金300円を添えて各公民館事務室へ
 ▽申込み受付 6月15日(月) 午前9時～

▽お問い合わせ

鶏冠井公民館

◆書道教室
 (1)第2・第4木曜日 午前10時～正午 (2)20名
 (3)7月13日 (4)半紙・大中小の筆・硯・墨・文鎮(お持ちの方のみ)

◆茶室(煎茶)
 (1)第2・第4金曜日 午後1時30分～4時 (2)15名 (3)7月10日 (4)ふくさ・懐紙・せんす・よう

上植野公民館

◆書道教室
 (1)第2・第4木曜日 午後1時30分～4時 (2)20名 (3)7月9日 (4)半紙・大中小の筆・硯・墨・文鎮(お持ちの方のみ)

◆茶室(裏千家)
 (1)第1・第3木曜日 午後1時30分～4時 (2)15名 (3)7月2日 (4)ふくさ・懐紙・せんす(お持ちの方のみ)

◆ヨーガ教室
 (1)第1・第3木曜日 午後7時～8時30分 (2)20名 (3)7月2日 (4)筆記具・タオル・運動のできる服装

◆空腹状態で参加ください

上植野公民館

◆書道教室
 (1)第2・第4木曜日 午後1時30分～4時 (2)20名 (3)7月9日 (4)半紙・大中小の筆・硯・墨・文鎮(お持ちの方のみ)

◆茶室(裏千家)
 (1)第1・第3木曜日 午後1時30分～4時 (2)15名 (3)7月2日 (4)ふくさ・懐紙・せんす(お持ちの方のみ)

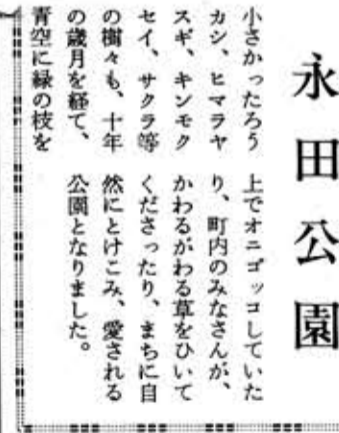
◆ヨーガ教室
 (1)第1・第3木曜日 午後7時～8時30分 (2)20名 (3)7月2日 (4)筆記具・タオル・運動のできる服装

◆空腹状態で参加ください

永田公園

永田公園は、寺戸町永田地内、広さ四百坪のこの公園園は、昭和四十四年、付近の住宅建設に伴って設置されたもので、当時

小さかったろうカシ、ヒマラヤスギ、キンモクセイ、サクラ等の樹々も、十年の歳月を経て、公園となりました。



公園散歩 ⑰

わたしたちの生活に、ゆとりとやすらぎを与えてくれる都会のオアシス—それは公園。

今回ご紹介する永田公園は、寺戸町永田地内、広さ四百坪のこの公園園は、昭和四十四年、付近の住宅建設に伴って設置されたもので、当時

あなたにも溶接ができます

京都技能開発センター溶接科では、初心者・女性の方にもできる溶接の講習を行います。小型溶接機(交流百ボルトで使用できます)を使っの講習です。

▽受講資格 初心者で溶接に興味がある義務教育終了者
 ▽とき 6月27日(土) 午後1時～5時
 6月28日(日) 午前9時～午後5時
 ▽受講料 1000円(テキスト代含む) ▽定員 20名
 ▽会場 京都技能開発センター(京都総合高等職業訓練校)〒617長岡京市友岡1丁目2番1号 電話921-7391
 ▽申込み方法 6月25日までに申込書に必要事項を記入のうえ受講料を添えて、京都技能開発センター技術課へ直接または郵送によりお申込みください。

要約筆記研修講座を開催

京都府聴覚者協会では、要約筆記研修講座を、次の要領で開催します。どうぞご参加ください。

▽とき 7月4日(土) 午後4時～6時30分
 5日(日) 午前9時～午後4時30分
 ▽ところ 長岡京市中央公民館
 ▽参加費 無料
 ▽持ち物 筆記具、マジック(油性・太めのもの)1本
 ▽申込み ハガキで、〒617 長岡京市開田一丁目1-1長岡京市福祉事務所または〒606京都市左京区高長東開町1 京都市聴覚言語障害センターへ
 ▽お問い合わせ 京都市聴覚言語障害センター 電話 722-1258

住宅融資制度ご利用を

市社会福祉課では、次のような住宅の新築、購入、増築等に対する融資の受付をしています。

◎勤労者住宅融資制度
 融資額 新築・購入 200万円以内
 増築・修繕 150万円以内
 金利 年6.48% 返済期間15年以内
 ※給与所得者(年収500万円以内)に限る

◎住宅改良資金融資制度
 融資額 増築 200万円(返済期間は10年以内)
 修繕 150万円(返済期間は7年以内)
 金利 年6.5% ※給与所得者の場合は年収500万円以内、事業所得者の場合は年収350万円以内に限る